

質 問 回 答 書

令和 8年 5月 13日

件 名 8-1 下水道事業における基礎調査業務

発 注 課 下水道施設課

場 所 上尾公共下水道供用区域内

担 当 者 小森

電 話 番 号 048-775-9372

Eメールアドレス s403500@city.ageo.lg.jp

番号	仕様書 ページ	図 面 番 号	質 問 事 項	回 答
1			上尾市条件付一般競争入札公告の「6 入札に参加する者に必要な資格等 (4) 業務実績」として、“1,000 万円以上の業務実績”との記載がありますが、この金額が事業規模の大きさを求めているものと思われため、契約金額 (落札金額) ではなく、設計金額 (予定金額) が 1,000 万円以上であれば条件を満足するという認識で問題ありませんでしょうか？	設計金額 (予定価格) ではなく、最終的な請負金額が 1,000 万円以上の業務実績ということとなっております。
2			上尾市条件付一般競争入札公告の「6 入札に参加する者に必要な資格等 (4) 業務実績」として、“国又は地方公共団体が発注した基礎調査業務 (官民連携等)”との記載がありますが、この基礎調査業務には、国土交通省の「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン令和 5 年 3 月」の p61 で示されているフローの“ステップ 1~ステップ 2 までの可能性調査業務”も含まれるという認識で問題ありませんでしょうか？	質問のとおりで問題ありません。
3	1		業務委託料内訳書の「旅費交通費」について、率計上されている場合、積算上の区分は「土木設計業務」という認識でよろしいでしょうか。	「土木工事標準積算基準書 (計画調査編) 埼玉県」の【調査、計画業務】の区分を適用しております。
4	1		質問 3 について、ライトバンで計上されている場合、積算上の「1 日当り運転時間」及び「運転日数」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	計上しておりません。

5	1	質問3について、公共交通機関で計上されている場合、積算上の「利用区間（始点駅，経由駅，終点駅）」，「利用人数」，「支払方法（ICもしくは現金）」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	計上しておりません。
6	1	質問5について、積算上の「税抜料金」の算出方法は下記の何れでしょうか。 （1）片道税込料金から片道税抜料金（一円未満切捨て）を算出 （2）往復税込料金から往復税抜料金（一円未満切捨て）を算出 （3）税込交通費総額（往復税込料金×利用人数）から片道交通費総額（一円未満切捨て）を算出	計上しておりません。
7	1	業務委託料内訳書の「旅費交通費」について、積算上の「金額の端数処理方法（一円未満切捨て等）」をご教示いただけますでしょうか。	千円未満切捨てで計上しております。
8	2	業務委託料内訳書の「一般管理費等」について、積算上、算定対象外となる項目を全てご教示いただけますでしょうか。	「下水道用設計標準歩掛表令和7年度－第3巻設計委託－」のとおりです。
9	3-7	業務委託料内訳書の第1号A代価「現状と課題の整理」～第5号A代価「照査」について、積算上適用された「掲載図書（基準書名，頁数，基準書上の項目名，補正条件，補正率算出のために使用した数量）」を全てご教示いただけますでしょうか。	本案件は見積歩掛を採用しております。
10	22	業務委託料内訳書の第14号B代価「協議打合せ」について、積算上適用された「掲載図書（基準書名，頁数，基準書上の項目名，規格）」を全てご教示いただけますでしょうか。	番号9の回答のとおりです。
11		本案件について、見積歩掛を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された基準数量当り歩掛」を全てご教示いただけますでしょうか。	番号9の回答のとおりです。なお、入札前の開示はしていません。
12		本案件について、見積単価を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された単価」を全てご教示いただけますでしょうか。	特にありません。
13		本案件について、積算基準書に記載のない独自の補正率を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された独自の補正率」を全てご教示いただけますでしょうか。	特にありません。

14		設計の直接人件費は見積を採用されているようですが、公表していただくことは可能でしょうか	入札前の開示はしておりません。
15		旅費交通費は直接人件費×1.49%で計上されていると考えてよいでしょうか。異なる場合は正しい計上方法をご教示ください。	番号3の回答のとおりです。
16		最低制限価格は設計の場合、その他原価×90%、一般管理費等×50%で設定されていると考えてよいでしょうか。	「上尾市建設コンサルタント等業務における最低制限価格の設定に関する要綱」のとおりです。
17		本業務を受託した場合に、仮に今後貴市下水道事業におかれまして官民連携事業が実施される際に民間事業者としての参加は可能でしょうか？	本業務を請負った場合でも、水の官民連携事業が実施される際に民間事業者としての参画は可能です。
18		本件において、見積徴収により決定した歩掛について、積算参考資料として開示いただけますでしょうか。	番号14の回答のとおりです。
19		本件において、適用されております積算基準書をご教示願います。	見積歩掛以外は、「土木工事標準積算基準書（計画調査編）埼玉県」「下水道用設計標準歩掛表令和7年度－第3巻設計委託－」を適用しております。